

Title	米国の金準備問題
Sub Title	
Author	三宅, 嘉十郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.7 (1917. 7) ,p.951(109)- 965(123)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170701-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一、給與潤澤なる使用人は其の剩餘を割きて新事實を學習し、人世に趣味を加へ、幸福を齎し、身神休養の手段を構じ才智體力共に壯にして執務迅速なるのみならず、能く安んじて其の任を奉ずるを以て投機に干與せず廉耻を破るに至らず、誠意雇主の爲に盡すべし、

二、有爲の使用人を鑑識して之を優待するは最良の投資法の一たるべくして、他の使用人に着實執業の美風を教へ一層有爲なる人の輩出を促すべく事務の革新期して待つべきなり、

三、使用人の薄遇は有爲の人をして斷へず他に位置を求むるに營々たらしめ平生事務の滯滯は勿論結局無能の人員のみを留むるに終るに反し彼等の優遇は自然無能者不徳者を屏息せしめ他方面の俊才亦來りて任を求むるに至り使用人舉て敏活なる行動を爲すに至るべし、吾人は快心奇抜なる給與法の實例を我邦の實業界に於て目撃せり、そは使用人の技能に應じ事績に考へ相當期間に思切りたる増給を續け其

の使用人の相當年齢に達するに及びて罷役又は退職を命じ是が補充として次席者を順次に繰り上げ斯くして生じたる缺員を填むるに新教育を受け新智識を有する青年を採用し而して復た同様の愉快なる進級を繰返へして彼等を奨励し鼓舞し彼等をして向上の希望を十分に満足せしむるの方法なり其の罷免せられたる者も在職中の給與常に豊富なるを以て職を罷められて閑地に就く頃には既に一廉の財産を蓄積し又後繼者の教養も十分に行届きて親たるの義務も完全に盡され自己も晩年を安樂に送り得ると共に雇主側も其の罷免したる者に在職中全能を發揮せしめ忠誠を盡さしめて業務に對し多大の良果を享けたることなれば是れ即ち雇主使用人相互の大利益にして彼の常に薄遇を續けて生活上餘裕なからしめ生計上に顧慮せしめ一も希望を將來に有せしめずして斷へず思ひを他に馳せしめ其の業務効率の十全を期し難きに比すれば遙に優越せる又則るべき給與法と云ふべきなり。

米國の金準備問題

三宅 嘉十郎

米國銀行法の下に於ては普通銀行（國立銀行及州立銀行）は、其預金に對して一定の支拂準備金を合法貨幣を以て所有することを要す。銀行法を以て準備金の割合を定むるが如きは、各文明國中殆んど他に例を見ざる所にして米國特有のものなり。蓋し米國の國立銀行は各自銀行券を發行し來れるを以て、かく預金に對して抱有すべき準備の最低を法定するに至れるものなるが、一九一四年實施の聯邦準備銀行法に於ても、其割合を低下したるも、之を法律を以て定むるの趣旨は依然として存したり。即ち國立銀行法の下に於ては紐育、市俄古及聖路易の三

中央準備市に在る國立銀行は預金の二割五分、四十七の準備市の銀行は同じく二割五分、其他總ての地方銀行は同一割五分の準備金を所有せざるべからず。但し銀行法は全國の金融系統より、資金移動の状態を斟酌して、準備市の銀行は中央準備市の所定の銀行（之を Reserve agent と稱す）に對する預ケ金を法定準備金中に算入することを得べく、又地方銀行は準備市及中央準備市の所定準備代理銀行への預ケ金を同様準備金中に加算するを得ることとせり。然るに準備銀行法に於ては其準備割合を低減して、中央準備市の銀行は預金の一割八分、準備市の銀行は同一割五分、地方銀行は同一割二分となしたり。

而して米國の銀行法に謂ふ所の法定準備たる資格を有する合法貨幣とは

- 一、金貨
- 二、金證券

三、銀貨
四、銀證券

五、政府紙幣 (Legal tender notes)

の五種の貨幣にして、國立銀行券及び新銀行法の下に發行せらるゝ聯邦準備紙幣、聯邦準備銀行紙幣等は何れも合法貨幣たる能はず、従つて法定準備金たるを許されずして、銀行貸出の基礎を成す能はざるは勿論なり。右五種の合法貨幣の中銀貨及銀證券並政府紙幣は、其發行總額に制限ありて之以上の増發を認めざれば、是等貨幣の存在は銀行の所有する準備金の増減と關涉する所少く、事實準備金の實質を形成するものは金貨及金證券にして、其増減は全國銀行準備金の増減を伴ひ、預金、貸出の伸縮を左右することゝなるなり。即ち國立銀行法の下に於ては、銀行券に對しては金準備の規定を設けざりしと雖も、預金換言すれば小切手に對して一定の金準備を維持することゝなり居たり。かくの

如くして銀行券の濫發を防ぎ、且預金通貨即ち信用の膨脹を抑止するを得るの組織なりき。

米國國立銀行法に於ける準備金の規定は大略右の如くにして、其信用の基礎を事實金準備の上に置けるは明かなるが、中央銀行なき爲め其準備金は各銀行の分有する所に屬せり。かく準備金の分散せるは實に國立銀行のみに止まらず州立銀行、信託會社等皆同様にして、全國に亘り二萬有餘の銀行は各獨立して準備金を分割所有せり。固より現金準備以外各取引銀行に對して相當の預け金を有し、實際上支拂準備を充實せるも、かくの如きは概ね銀行相互間の帳簿上に於ける貸借關係に過ぎずして、實際の準備金としては價值甚だ少し。蓋し取引銀行は準備金の最後の貯藏所として、其預金に對して十分なる準備を置くことをなさず、僅に一部の準備に止めて之を他に貸附くるのみならず、更に其準備

備金たるべき預金に對する準備は再轉して更に他の取引銀行への預け金となるを常とす。即ち一言にして盡せば、米國從來の銀行準備の組織は極端なる分散状態に在ると共に、最後の貯藏所たるべきものなかりしなり。之を具體的に言へば地方銀行は其預金に對して有すべき一割五分の法定準備の或部分は、合法貨幣を以て各銀行の手許に存置するも、残りの部分は準備市(及中央準備市)の所定準備代理銀行に於ける預け金殘高を以て之に充つ。然るに是等地方銀行の準備金たる預金を有する準備市の銀行は、其預金に對して他の個人預金と同様二割五分の準備を置くに過ぎず。且其準備の或部分は中央準備市の銀行に於ける預け金たるなり。即ち銀行營業上の實際より觀れば、大體に於て地方銀行の準備金の或部分は各地方の準備市に預託せられ而して準備市銀行の準備金の或部分は中央準備市に流入し、事實上三中央準備市の銀行は

全體として各三箇の中央準備所たるべき地位に在るなり。殊に紐育の銀行は巨額の銀行預金を有し、殆んど全國信用組織の中樞を成せり。今一九一三年十月二十一日現在の通貨監督官の報告に依りて、三中央準備市に於る銀行預金の状態を觀るに次の如きものあり。

三中央準備市國立銀行預金高

紐育市の市俄古市の聖路易市の合 計	國立銀行	州立銀行及個人	信託會社及貯蓄	銀行預金計	個人預金	總計
合 計	三、七、四、五七	一、三、三、七二	一、一、二、三六	三、二、三、六六	七、五、六、六三	一、一、一、六、九三
紐約市	一、四、九、八四	六、六、六八	一、四、四、四四	三、二、三、六六	一、一、一、一、一	一、一、一、一、一
市俄古市	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一
聖路易市	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一

右表に示す如く三中央準備市の國立銀行に於ける銀行預金は、個人預金の九億九千三百萬弗に對して殆んど同額の九億五千五百萬弗の巨額を示せるを知るべし。而かもこの約十億に達す

る銀行及信託會社の預金は、全部各預託銀行の準備金を形成せるものなるは明かなれば、各地方銀行の準備金貯藏所として中央準備市の國立銀行は之に對して十分必要なる準備金を置かざるべからざるは當然の事なり。就中紐育市の八大國立銀行に於ける銀行預金を觀るに、左に示すが如く總額四億六千餘萬弗にして、三中央準備市國立銀行の抱擁せる銀行預金の半を占め、預託銀行、信託會社の數一萬五千に上り、儼然として全國銀行の準備銀行たるの觀を呈せり。

銀行名	預託銀行 (市外)	銀行預金	個人預金
National Bank of Commerce	一、六〇一	六、五三三	五、六六三
Chase National Bank	三、一〇四	七、九七五	六、七九
First " "	五九	四、九二	四、六六
Hanover " "	四、〇五	六、四三	二、五五
Liberty " "	三三	四、九	三、七二
Mechanics Metals Nat'l Bk.	一、〇一〇	三〇、〇三	二、六五
National City Bank	一、八六	六、四四	二、八、五七
National Park Bank	二、四六	六、六六	五、五五

計 一五、〇六四 四、二三三 三、〇〇五
されば若し三中央準備市の國立銀行殊に紐育の前記八大銀行が、相團結して一箇の中央準備所たるの任務、責任を自覺し、多數の銀行より預託されある準備金に對して十分なる準備を存置するやう貸出に節制を加へ、且準備金の分配を調整するを得れば、米國銀行制度に於ける準備金分散の弊は大に減殺せられ得るなり。然れども是等準備代理銀行たる國立銀行は、他國の中央銀行と異にして特に有利なる銀行券發行等の特典なく、更に是等巨額の銀行預金に對しては二分の利子を附し、小切手の取立其他送金上種々煩雜なる手数を無償にて果さるべからざる状態に在れば、中央準備市の銀行としては銀行預金に對して相當程度の準備を手許に存し置くことは、到底忍ぶ能はざる所なるべく、一九一三年十月二十一日の現在高に於て、三中央準備市の國立銀行の手準備金は合計三億八千

百萬弗にして、當時抱擁せる銀行預金及個人預金總額十九億餘萬弗に對して二割に足らず。銀行預金の大部分は之を株式取引所仲買人へコール・ローンとして貸附けありたり。(紐育組合銀行の準備金増減が、同市場に於けるコール歩合に鋭敏なる感能を與ふるは此事情に基くなり。)かくの如き事情に依り實際上全國信用の準備所たるべき任務を有せる中央準備市の銀行にして其任務を完うするに至らず、必要に應じて準備金の引出に應ずる能はざるが多かりしかば各銀行は結局各自の手許に存置せる準備金に依頼せざるべからざることとなり、國立銀行法の下に於ける準備金預託制度に依る準備金の集中は其分散制度の弊を矯正する上に於て何等効果を擧ぐる能はず、却て之を助長せしむるの結果を來せり。國立銀行法制度以來の半世紀間に於ける米國の恐慌は一八七三年、八四年、九〇年、九三年、一九〇一年及一九〇七年、何れも其原

因銀行準備組織の不備に存せざるはなしと云ふも過言にあらざるなり。

かく銀行準備金の分散せる爲め、國として其の金準備に對する統轄力を缺き、對外關係に於て金の流入を調節する能はず、同時に之を自由準備として蓄積するの途なく、入るに従つて各所に分散すれば、一朝金の流出することあらんか、直に之に數倍する信用の減縮を惹起し、往々にして正貨支拂の停止をなさざるべからざるに至るは當然のことなりとす。

三

是に由て觀れば、米國銀行組織の最大缺點とする所は、準備金の分散せるに在りて、全國二萬餘の銀行は各多少の準備金を有するも、經濟界の變調に際しては殆んど用をなさず。若し之を適當の場所に集中し、必要に應じて分配其宜しきを得れば、全國に亘りて支拂停止をなすに至るが如きことなきを得るは言ふを俟たざる所

なり。蓋し銀行に對する預金の引出は、全國同時に起るものにあらずして、先づ或一地方に起り漸次他の地方に傳播し行くものなれば、其當初に於て適當の場所に集中されある準備金を以て之に應ずれば、事變を未然に防止するを得べく、少くも其範圍を狭少ならしむるを得べし。されば米國銀行組織の改正に當然準備金の集中、統轄に向はざるべからず。人或は米國國立銀行の銀行券發行法の不完全にして、通貨の伸縮性に乏しき事を以て、米國銀行制度の最大の缺陷となすが如しと雖も、是等は寧ろ附隨のものにして、準備組織の不備即ち準備金の分散不統一こそ最大唯一の缺點たるなれ。殊に米國は英國と同様小切手取引著しく發達し、手形交換高の如き千五百億より二千億弗に上り、日常の小決済に至る迄殆んど全部小切手を以てなざる、状態に在れば、信用の基礎たる金準備さへ集中統轄せられありて、小切手取引の圓滑を阻害す

ることなくば、銀行券の屈伸性を缺くが如きは左迄憂ふるに足らざるなり。故に米國銀行組織改革の要點は其金準備の集中統轄を期するを以て中心となすべきものなり。

一國金準備の集中統轄は中央銀行制度に於て最も完全なるを得べく、今日に於ける各文明國は何れも此の制度を採用し、所期の効果を擧げつゝあるは一般の認むる所なり。然るに獨り米國は其國民性の極端に民主主義に流れたる爲め何事も權勢の一箇所に集中せらるゝを嫌忌し、嘗て中央銀行制度の設けられたることありしも幾多の政治的弊害及地方的感情の纏綿し來りて遂に繼續するに至らず、飽く迄民主的なる國立銀行制度の成立を觀、且極端なる特立制度を採り支店の設置を認めず、以て今日に及べるものなれば、一方に分立主義の弊害を十分に認むるも、集權的なる中央銀行制度の創製は其最も嫌忌する所なり。加之國土甚だ廣大にして各地經

濟發達の狀態に大なる軒輊あるを免れず、且資金の移動迅速を期する能はず、従つて準備金の充實意の如くならざるの不便あり。是等の事情に由り中央銀行制度を設くるに至らず、分權的色彩を脱せざる分立地方的中央銀行主義を採り之が監理權を一箇所に收むるが如き、寧ろ變態の中央銀行制度を創始したり。然れども金準備の集中は必ずしも實體上に於ける集中を意味するにあらず、事實上適當の所に集中され、之が統轄運用の集中の實を期し得るを以て十分なりとすれば、準備金貯藏所が十餘箇所に跨れりとするも、之が統轄權一所に存する以上、準備金集中の實を擧げ得べく、之を目して中央銀行制度となすも敢て不當ならず。

四

米國の新銀行法に依れば、準備組織上全國を十二地方に區分し、其各地方毎に一箇の準備銀行を設け、其地方内に於ける國立銀行に對して

中央準備所たるの職能を果し、其上に一箇の聯邦準備局ありて、準備銀行相互間の聯絡を圖り全國準備金の調節を掌る。故に各準備銀行は從來の中央準備市に於ける國立銀行を一團となしたるが如きものにして、各銀行より預金を吸收するを得れば、其程度に於て準備金の集中は當然期し得べく、準備局ありて之を統轄すれば、米國銀行組織改革の目的たる準備金の集中統轄は之に依りて達せらるゝこととなるなり。

然るに米國從來の國立銀行は、一八六三年以來半世紀に亘りて幾多の波瀾を経、發達し來りしものにして各銀行共に自然の經濟系統に従つて取引の連絡を保ち居れば、今日天下りの準備銀行を設けたりとて、他の文明國に於ける中央銀行と普通銀行との間に觀るが如き關係を作り出すことは固より不可能なり。依つて新銀行法は國立銀行をして株金を出資せしむると共に、法律を以て準備金預託方法を規定し、實施

後三年を期して準備金の預託を完了し、同時に従来の準備代理銀行に於ける預け金の制度を廢止せんことを企圖せり。今準備金預託に關する規定を簡單に述べんに

- 一、中央準備市の銀行は準備銀行法の實施と同時に法定準備額(即ち二割七分)の十八分の七を各其地方の準備銀行に預託し、十八分の六は各銀行の手許に存置し、殘餘の十八分の五は準備銀行に預託するも將た手許に置くも自由となしたり。
- 二、準備市の銀行は實施と同時に法定準備額(二割五分)の十五分の三を準備銀行に預託し、更に一箇年の後に至りて十五分の一を爾後六箇月毎に十五分の一を増し十五分の六を以て止め、手許準備金は實施より滿三年間は十五分の六とし其後は十五分の五となす。又準備銀行預託高及手許準備金以外の自由準備金は實施後三年間は従来の準備

代理銀行に預け置くを得るも、三年後に至りては準備銀行又は手許の何れかに存置せざるべからず。

- 三、地方銀行は實施と同時に法定準備額(一割二分)の十二分の一を準備銀行に預託し、更に一箇年の後十二分の一を、爾後六箇月毎に十二分の一を増し十二分の一を以て止め、手許準備金は實施より滿三年間は十二分の五とし其後は十二分の一となす又自由準備金は實施後三年間は従来の準備代理銀行に預け置くを得るも、三年後に至りては準備銀行又は手許の何れかに置かざるべからず。

註、自由準備金とは銀行法に定められてたる準備金の中、準備銀行及手許に存置すべく要求されある以外のものを云ふものにして例へば法定準備金の中、四割は準備銀行に預託し、三割は手許に置くべきものとすれ

ば殘三割は自由準備金たるなり。

即ち三年後の一九一七年十一月十六日以後に於ける準備組合銀行の準備金は次の如くなるべし。

(甲) 中央準備市の銀行	
(イ) 準備銀行預託最低額	法定準備額の $\frac{7}{8}$
(ロ) 手許準備金	同
(ハ) 自由準備金	同 $\frac{5}{8}$ $\frac{6}{8}$ $\frac{7}{8}$
(乙) 準備市の銀行	
(イ) 準備銀行預託最低額	法定準備額の $\frac{2}{5}$
(ロ) 手許準備金	同 $\frac{5}{5}$ $\frac{6}{5}$ $\frac{7}{5}$
(ハ) 自由準備金	同 $\frac{4}{5}$ $\frac{5}{5}$ $\frac{6}{5}$
(丙) 地方銀行	
(イ) 準備銀行預託最低額	法定準備額の $\frac{3}{5}$
(ロ) 手許準備金	同 $\frac{4}{3}$ $\frac{5}{3}$ $\frac{6}{3}$
(ハ) 自由準備金	同 $\frac{3}{3}$ $\frac{4}{3}$ $\frac{5}{3}$

右の規定に従つて準備銀行は漸次組合銀行の

預金を受入れ金準備の充實を圖りつゝありしが歐洲戰爭に因る米國への金流入の増加は、同國金準備集中問題に新生面を興ふることとなれり米國の金保有高は一九一七年一月一日現在二十八億五千萬弗に上り、戦前の十八億七千萬弗に比し約十億弗の増加にして、之が爲め通貨及信用著しく膨脹し、物價の騰貴を大ならしめ、且危険なる貸出を誘致するに至りしかば、金の流入に適當なる調節を加へ以て信用の膨脹を抑止し且成可く金準備の集中を圖り、戦後に於ける金の流出に備ふべしとの論議者の間に唱へらるゝを見る。即ち米國今日に於ける金準備問題は二箇の方面を有し、一は現在に於ける金の流入を調節支配せんとするに在り、二は戦後に於ける金流出を調節緩和せんとするに在り。開戦以來米國に流入し來りし金は十餘億弗に上れるが其一般流通市場に在るものは單に同額の通貨を増加せるに止まるも、銀行庫中に入り法定準備

金を膨脹せしむるに於ては、一弗の金は六弗乃至七八弗の預金となりて銀行の投資能力を増大せしむるに至るべきが、戦前の一九一四年六月末に比して、米國銀行の預金の増加は殆んど六十億弗に達し、信用の膨脹著しく従つて貨物及勞力に對する需要を刺戟し、物價及勞働賃銀は非常の暴騰を來したり。從來米國は其勞力の供給を外國よりの移住民に依り仰ぎつゝありしに開戦以來是等移住者の本國に歸國する者多き等の事情に因り勞力の供給著しく減退したるに、軍需品工業の勃興は其需要を益大ならしめしかば、賃銀の騰貴甚しく、物價亦之に伴ひて昂騰し、戦前に比し平均六割乃至七割の騰貴を示せり。

斯く米國は開戦以來巨額の金流入を見、金利低落、通貨及信用の膨脹を來し、物價著しく騰貴せしかば、貿易は勢ひ逆調を招くべき状態に在るも、經濟原則の運用紊亂せる戦時經濟の現

うじて銀行券の信用を維持しつゝあり。されば戦争中多額の金を奪ひ去られたる交戦諸國が、戦後に於て金吸収に努むべきは當然の事にして金の不自然なる分配状態が其自然に復歸するに至るは到底抑止すべからざることなり。又金を吸収せる邦國より云ふも、其れ自體何等利用すべからざる金を以て國內を飽和せしめたりとて毫も利する所なし。凡そ一國の所有すべき金の高は相當の限度あるものなれば、之以上を有するは害ありて益なく、普通の經濟状態に於て之を維持する固より困難の事に屬す。されば戦時中最も多額の金を吸収したる米國は、戦後に至りて金争奪戦の中心となるは免る能はざるべし茲に於てか米國銀行組織改正の眼目たりし金準備の集中統轄は更に一層重要な度を加ふるに至りしなり。

六

翻て新銀行法實施以來に於ける準備金の集中

狀に在りては、金の流入、物價暴騰して貿易は尙ほ益々輸出超過を見るの變態を呈せり。米國は昨年未迄の二年五箇月間に於て約五十一億弗の輸出超過を見たるが、更に本年に入りても一月より四月の四箇月間に十一億九千萬弗の輸出超過を見つゝあり。然れども此は唯戦時の變態に過ぎずして、一朝戦亂終熄し貨物需給系統の平調に復するに於ては、巨額の金流入に基づく影響は當然蒙むるを免れず。殊に從來の米國銀行組織の如く、金準備の各方面に分散し入るに従つて信用を膨脹せしめ、自由準備を有せざらんか其戦後に蒙る損害は實に測るべからざるものあるべし。

今次の戦争は世界に於ける金の分配状態を根本より攪亂し、歐洲の諸中立國、米國及日本共に交戦國より巨額の金を吸収したる他方に於て交戦國は各流通市場より金を引揚げ、更に金製作品迄も提供せしめて、金準備の補充に努め幸

趨勢を観るに、準備銀行法の規定に依り組合銀行の準備金預託の結果左の如く漸次増加せり。

聯邦準備銀行預金及金有高

日	組合銀行預金	金所有高
一九一四年十一月二十日	二二七、一三八	二四〇、七二三
同 十二月廿一日	二五六、〇一八	二五五、六四七
一九一五年六月廿五日	三一一、三四九	三〇三、〇三五
同 十一月十九日	三八四、九九七	三四八、一五〇
同 十二月三十日	四〇〇、〇一二	三五八、四八八
一九一六年六月三十日	四五七、五〇三	四〇四、二〇六
同 年十一月十七日	六二二、二五四	四五二、二二五
同 年十二月廿九日	六六八、七八六	四七一、二五一
一九一七年一月廿六日	六六九、八七四	五三五、五〇四
同 年二月廿三日	六九二、七四五	四九七、一三八
同 年三月三十日	七二〇、四一一	五七七、三七八
同 年四月廿七日	七一九、七八五	五二二、二三六

之に由て觀れば新銀行法實施以來四月末日迄に組合銀行の預金は四億九千萬弗、金準備は二億八千餘萬弗を増加せり。されば開戦以來米國に流入せる十餘億弗の金の大部分は銀行、信託

會社及一般市場に入れることとなる今一九一六年度聯邦準備局年報に依れば、一九一六年十二月一日現在の米國金保有高二十七億七千五百萬弗は大略次の如く分配されあるが如し。

國	二〇〇,〇〇〇	千弗
準備銀行(準備代理官の分を含む)	七三八,〇〇〇	
準備組合銀行	五四五,〇〇〇	
州立銀行、信託會社等	四五二,〇〇〇	
一般市場及個人貯藏額	八〇〇,〇〇〇	
計	二,七七五,〇〇〇	

米國新銀行法は實施以來既に二年餘を経過し準備金集中に數歩を進めたるは争ふべからざるも、今日準備銀行の保管又は支配下に在る金は僅に七億内外に過ぎずして、全國に存在する金は尙ほ十八億以上は全然支配の外に在り。かくては米國の金準備は未だ鞏固なりと謂ふべからず戰後各國に向つて金の流出を見るに於て、晏如として之に應ずる能はざるべし。而かも戰後世

界の銀行家を以て任せんとする米國として、金の流出に對して制限を加ふるが如きは、國際金融上に於ける米國の地位を傷くること大に、米國銀行家の到底忍ぶ能はざる所なるべし。故に戰後各國の金吸収に對して適當に其流出を調節し又其流出あるも經濟界に影響を受くることなからしめんとするには、今日巨額に流入し來れる金を集中統轄せざるべからず。

七

聯邦準備局は昨年六七月以來聲を大にして金準備集中の急務なるを全國の銀行に訴へ、更に昨年九月組合銀行の準備金預託に關する規定を改正して、各銀行が手許準備として自行の庫中に存し置かざるべからざることとなり居たる法定準備金の或部分をも、全部準備銀行に預託することを得とし、以て可成く準備金の大部分を準備銀行に預託せしめんとするの方針を執りたり。蓋し最初に述べたる如く新準備紙幣は米國

銀行法に謂ふ所の合法貨にあらざれば、銀行は準備金として當然金貨及金證券を保持せざるべからず、従つて銀行法が法定準備金の一部を各銀行の手許に存置せざるべからざることを定むれば其れ丈の金は組合銀行各自の手許に止まることとなり、金準備集中の目的と相矛盾するの結果を來すを以てなり。即ち之に依つて準備紙幣を以て銀行日常の支拂に用ひ、金準備は全部準備銀行に集中せしめんとするに在りき。然るに昨年下半年以後に於ける金流入の激増は、金貨及金證券の供給を豊かならしめしかば、金貨金證券は常に銀行の取引臺を超えて收支せられ、準備紙幣の流通を見ること少きと共に、準備銀行に對する金預託高亦格別増加する所なかりき。前記準備局の年報に依りて觀るに、昨年十一月十七日に於ける準備組織内銀行の準備の状態は左に示す如くにして、準備金の大部分は各自の庫中及從來の準備代理銀行に存し、準備

銀行預託高は法定の六億六百萬弗に對し僅に六千萬弗の超過を示せるのみなり、

準備組合銀行準備保有状態

(一九一六年十一月十七日)

銀行手許在	準備保有高	法定準備額	準備超過高
千弗	千弗	千弗	千弗
八三,五三三	五七,〇三三	三三,五二二	二四,〇一一
準備銀行預ケ高	六四,三三三	六四,三三三	〇
自由準備金	一五,七三三	一五,七三三	〇
準備代理銀行預ケ高	一七,五九四	一七,五九四	〇
合 計	一七五,一六〇	一七五,一六〇	〇

準備金の集中かくの如く弛緩なりしかば、準備局は更に準備金預託に關する規定の改正を提起し、準備組合銀行をして日常營業に必要なる現金として預金總額の五分に相當する準備金を置くに止め、他は全部準備銀行に預託せしむることとし、且準備市及地方の銀行が本年十一月迄法定準備金中に算入するを許されありし從來の準備代理銀行に於ける預ケ金を、法定準備金より除外すべきを懇願せり。此改正案は目下特

別議會に提出されあるが、其通過を見るに於ては準備金集中に多大の效果あるは疑の餘地なし聯邦準備局の言ふ所に依れば、此の改正に依りて二億五千萬弗の準備金を準備銀行の移すことなり、準備銀行所有の金準備は十億弗に達すべく、全國金準備の基礎は大に鞏固を加ふることなるなり。更に本改正案に就て注意すべきは組合銀行が各自庫中に存し置くべき現金準備を當座預金(三十日以内)の五分に止め、且其準備は從來の如く必ずしも合法貨幣たるを要せずして、其他の通貨を以てするも要するに日常の支拂に缺くる所なきを以て足るとし、尙ほ準備銀行に於ける預金の法定の割合を超過する時は、組合銀行の手許準備は五分以下となすを得ることとせることなり。準備局の意は、普通銀行に於て支拂準備金の割合を法定するは銀行營業上大なる障礙なるを認め之を撤廢せんとするに在りて、組合銀行にして相當の準備金を有するに

於ては、其手許現金の如きは各自の任意として可なりとなすなり。かくの如きは準備金集中とは直接の關係少なきも、準備問題の解決には更に一步を進めたるものと謂ふべし。

八

以上準備金集中に關する規定及其改正案を叙し來りたるが、其集中の方法としては常に組合銀行の準備銀行に對する預ケ金を、法律を以て強制的に増加せんとするの一途に出でたるは蔽ふべからず。殊に今回準備局の提起せる改正の如き、地方銀行は預金の七分、準備市の銀行は同一割、中央準備市の銀行は同一割三分以上を準備銀行に預託すべきこととなり、組合銀行としては今日の處大なる負擔たるを免れざるなり。

元來普通銀行の準備金なるものは必要に應じて容易に利用せらるべき最も便宜の形に於て貯藏せらるべきものにして、中央銀行に於ける預

ケ金の如きは最も重要なるものとせらる。然れども中央銀行に於ける預ケ金が普通銀行の準備金として最も便利且重要なるは、其が何時にても引出し得べき状態に在ると、各種の支拂が結局此預ケ金に於て決済せらるゝの便宜あるに因るなり。されば中央銀行が普通銀行の準備金を吸收せんとするには、組合銀行各種貸借の最後の決済機關たる職能を完全に遂行せざるべからず、換言すれば手形交換尻の決済機關たるに至らざるべからず。されば米國準備銀行が組合銀行の準備預金を吸收せんとすれば、是等組合銀行の爲めに便宜且低廉なる決済の途を講せざるべからずして、此機能圓滑に行はれずして徒に法律を以て準備金の預託を強要するが如きは、銀行の營業資力を減殺するの結果を來し、商業取引の發達を阻碍するに至るは當然の事なり。昨年七月以來實施せる準備銀行の手形取立法は即ち右の趣旨より出でたるものにして、之が完全に

行はれ一準備地方内の組合銀行間の決済は其地方に於ける準備銀行に依つて行はれ、他の準備地方との間に於ては各準備銀行を經由して決済せられ更に準備銀行相互間の決済は聯邦準備局の中央基金に依つて行はるゝ現在の方法が十分發達し、又各都市の交換所に於ける貸借尻の決済が準備銀行(又は其支店)に於て帳簿上行はるゝこととなれば準備銀行に於ける組合銀行の預金は漸次増加し、準備銀行法の運用は所期の効果を擧ぐるを得べし。

前記準備局の提起せる改正案が議會を通過するや、又其實施が米國銀行業に如何なる影響を及ぼすべきやは別とするも、かく準備金集中運動が戦後に對する準備と關連して起り、且聯邦國準備局ありて全國銀行組織を統御しつゝ、あれば、今次大亂終熄に際し、米國の信用組織は比較的鞏固なるを得んか尙ほ參戰に依り戦後の實際金融關係及米國の準備金問題に多少の變化を來すべきは勿論ならんも、此は今後の推移に委し他日も期せん。(大正六・五・二五稿)